

## 島根県災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

島根県（以下「甲」という。）と社会福祉法人島根県社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、島根県災害ボランティアセンター（以下、「県センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害時等において、災害時応急対応活動として行う、県センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

### （連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

### （県センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、県センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、県センターを設置するものとする。

### （県センターの設置場所）

第4条 県センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するため最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するよう努めるものとする。

### （県センターの運営）

第5条 乙が設置する県センターは、乙が主体となり、必要に応じて、甲または、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、県内外の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙が県センターを設置した場合、速やかに連携体制を整えるものとする。

### （協力の要請）

第6条 乙は、県センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

### （県センターの業務）

第7条 県センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市町村災害ボランティアセンター（以下、「市町村センター」という。）の設置・運営支援
- (2) 市町村センターとの連絡・調整

- (3) 県内外の関係機関・団体との連絡・調整・受入及び派遣等
- (4) 災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (5) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (6) 島根県災害対策本部等との以下の情報の共有
  - ①被災状況・避難情報
  - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
  - ③ボランティアによる支援活動の状況
  - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
  - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (7) その他、センターの活動に必要な業務  
(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するよう努めるものとする。

(費用負担)

第9条 県センターの設置・運営に関する費用のうち、災害救助法による国庫負担対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲の負担とする。

2 前項以外の県センターの設置・運営に関する費用については、原則として乙の負担とする。ただし、大規模災害の発生により、乙の財源に不足が生じる場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(県センターの閉鎖)

第10条 県センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第11条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア自身が加入するボランティア保険により対応するものとし、甲及び乙は補償しない。

(報告)

第12条 甲は、乙に県センターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時からの連携の推進)

第13条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、災害ボランティアセンター運営に関する研修等の際に、互いに協力して災害ボランティアセンター運営者等の養成を行う。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3

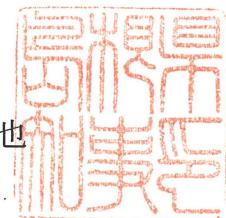
か月前までに甲乙いはずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年5月1日

甲 島根県松江市殿町1番地  
島根県

島根県知事 丸山達也



乙 島根県松江市東津田町1741-3  
社会福祉法人島根県社会福祉協議会

会長 小林淳一

